

令和6年度電波の利用状況調査 免許又は登録を要しない無線局に係る調査
対象設備一覧

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号。以下「証明規則」という。）第2条第1項に規定されている特定無線設備のうち、令和6年度の調査対象設備は次のとおり。

証明規則における該当条項	システム名称
第2条第1項第3号	市民ラジオ (26.9~27.2MHz)
第2条第1項第7号	コードレス電話 (253.8625~254.9625MHz 及び 380.2125~381.3125MHz)
第2条第1項第8号 特定小電力無線局	テレメータ、テレコントロール、データ伝送 (312~315.25MHz、410~430MHz 及び 440~470MHz)
	医療用テレメータ (410~430MHz 及び 440~470MHz)
	体内埋込型医療用データ伝送、体内植込型医療用遠隔計測 (401~406MHz)
	国際輸送用データ伝送設備、国際輸送用データ制御設備 (433.67~434.17MHz)
	無線呼出 (410~430MHz)
	ラジオマイク (73.6~74.8MHz 及び 322~323MHz)
	補聴援助用ラジオマイク (75.2~76.0MHz 及び 169.39~169.81MHz)
	無線電話 (410~430MHz 及び 440~470MHz)
	音声アシスト用無線電話 (75.2~76.0MHz)
	人・動物検知通報システム (142.93~142.99MHz 及び 146.93~146.99MHz)
	第2条第1項第13号